

## 常陸大宮市友好都市交流事業助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市が友好都市協定を締結した市区町村等（以下「友好都市」という。）との市民交流を促進し、地域の活性化と友好都市相互の発展に資するため、市民で構成する団体が行う交流事業に対し、予算の範囲内で友好都市交流事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (対象団体)

第2条 助成金の交付対象となるものは、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 規約、会則等の定めにより代表者、組織、活動目的等が明らかである団体
- (2) 市内に住所を有する者で構成されており、構成員が10人以上の団体
- (3) 活動拠点を市内に有し、主に市内で活動している団体
- (4) 営利を目的としない団体

2 前項の規定にかかわらず、同一年度において既に助成金の交付を受けた団体は、助成金の交付対象とはしない。

### (対象事業)

第3条 助成金の交付対象とする事業（以下「対象事業」という。）は、前条に規定する団体が友好都市と行う交流事業であって、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 教育、歴史、文化、スポーツ等による親善交流事業
- (2) 地域産業、特産品等の振興に資する産業交流事業
- (3) その他市長が必要と認める交流事業

2 前項の規定にかかわらず、交流事業が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、対象事業とはしない。

- (1) 営利を目的とする場合
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的とする場合
- (3) 交流事業の参加人員が5人に満たない場合
- (4) この要綱の趣旨に反する場合

### (対象費用)

第4条 助成金の交付対象となる費用は、対象事業の実施に要する費用のうち、次に掲げるものとする。ただし、当該費用に公的助成がある場合は、その額を控除した費用を助成金の交付対象とする。

- (1) 自動車借上料（個人の車両を借り上げる場合を除く。）

- (2) 有料道路使用料
- (3) 燃料費
- (4) 鉄道、バスその他の公共交通機関利用料
- (5) 宿泊料
- (6) その他市長が認めるもの  
(助成金)

第5条 助成金の額は、前条に規定する費用の2分の1とし、30万円を限度とする。ただし、その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(交付申請等)

第6条 助成金の交付を希望する団体（以下「申請者」という。）は、あらかじめ市長が指定する期日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 常陸大宮市友好都市交流事業助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 常陸大宮市友好都市交流事業参加者名簿（様式第2号）
- (3) その他必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、常陸大宮市友好都市交流事業助成金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、助成金の交付決定に当たり、条件を付すことができる。

(申請内容の変更)

第8条 助成金の交付決定を受けた団体（以下「交付決定団体」という。）は、対象事業の計画及びその予算額を変更し、又は対象事業を中止しようとする場合は、速やかに、常陸大宮市友好都市交流事業変更(中止)申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。ただし、変更内容が軽微であると認められる場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査の上、これを認めたときは、常陸大宮市友好都市交流事業助成金交付変更決定通知書（様式第5号）により当該交付決定団体に通知するものとする。

(前金払)

第9条 市長は、第7条第1項の規定により決定した助成金額の2分の1を限度として、助成金の前払いをすることができる。

2 交付決定団体は、助成金の前払いを受けようとするときは、常陸大宮市友好都市交流事業助成金前払金請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 交付決定団体は、対象事業を実施したときは、当該事業の実施終了日から起算して30日を経過した日又は当該事業実施日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、常陸大宮市友好都市交流事業実績報告書（様式第7号）に関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。

（2）その他市長が取消し相当であると認める事由があったとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を取り消したときは、常陸大宮市友好都市交流事業助成金交付決定取消通知書（様式第8号）により通知するとともに、既に交付した助成金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。